

平成17年度

中山間地域等直接支払制度 実施概要をお知らせします

中山間地域等直接支払制度は、健全な農業・農村を維持・継続していくために、高齢化進行地域や農地が急傾斜地であったり、地形的条件により小区画・不整形であるなど、農業生産条件が不利な地域で一定の条件を満たした農地を有する集落内で集落協定を結び、農業生産活動や保全活動を行う場合に、5年間にわたって交付金を当該集落に交付する制度です。

平成12年度から始まったこの制度を活用し、各集落は協定参加者の創意工夫により活動し、地域の活性化および農村環境や景観の向上に効果を上げてきました。

昨年度には本制度の一部見直しが行われ、新たな対策として再スタートし、前対策から取り組む7つの集落のほか、小原中北地区が新たに集落協定を締結しています。

各集落協定では「集落マスタープラン」が作成され、集落の将来像やそれを実現するための5年間の活動目標を明確にし、集落を基礎とした営農組織の育成など、自律的かつ継続的な農業生産活動などの体制整備に向けて、より前向きな取り組みを行っています。



▲今も続く昔ながらのくい掛け風景（沼田地区）

【当市における該当地域】

●通常地域（地域振興立法の指定地域）
・小原（旧小原村）地区（特定農山村地域における農林業などの活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第4項の規定に基づき指定）

●特認地域（宮城県知事が自然的・経済的・社会的条件が不利な地域として指定）
・越河（旧越河村）地区、斎川（旧斎川村）地区、大鷹沢（旧大鷹沢村）地区、白川（旧白川村）地区、福岡（旧福岡村）地区

【平成17年度交付金交付状況】

平成17年度に交付金を交付した市内の集落と交付金額は下表のとおりです。交付金の総額は約1,800万円、交付した集落は8集落です。

また、交付金の負担割合は、通常地域の場合は国が2分の1、県と市が4分の1、特認地域にあつては国・県・市それぞれが3分の1を負担しています。交付金は集落協定に基づき総額の約2分の1以上を水路・農道などの維持管理、農地・農村の有する多面的機能を増進する活動や集落の活性化に要する費用に使用され、残りの交付金は、現に農地を維持管理することとなる農

平成17年度中山間地域等直接支払交付金交付状況

地区名 (旧市町村名)	集落名 (協定集落名)	交付金の対象となつた農地面積 (㎡)	交付金(円)	集落マスタープランで 定めた主な取組内容
小原 (旧小原村)	大熊	54,053	978,060	・担い手への農作業の委託 ・交付金の交付対象とならない農家との連携した活動
	塩ノ倉	149,890	3,068,590	・担い手への農作業の委託 ・非農家との連携した活動
	中北	127,505	2,677,605	・機械・農作業の共同化 ・自然生態系の保全に関する学校教育との連携した活動
	沼田	65,821	1,382,241	・担い手への農作業の委託 ・非農家との連携した活動
大鷹沢 (旧大鷹沢村)	稲荷堂	52,706	1,106,826	・機械・農作業の共同化 ・他集落との連携した活動
	唐竹	22,313	217,049	・機械・農作業の共同化 ・他集落との連携した活動
白川 (旧白川村)	犬卒都婆	336,052	5,860,741	・集落を基礎とした営農組織の育成
福岡 (旧福岡村)	上原	139,754	2,704,344	・担い手への集積化
合計	8集落	948,094	17,995,456	



▲新規で取り組む小原中北地区の農用地

地の耕作者に面積に応じて支払われています。

6月12日は県民防災の日

いざというときに備えて

災害への備えは今年10月に 総合防災訓練を実施します

宮城県では、昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震を教訓に、6月12日を「県民防災の日」と定めました。

市では毎年6月12日に総合防災訓練を実施してきましたが、今年10月に宮城県との共催で実施する、土砂災害訓練に併せて市内一斉の情報伝達訓練や避難訓練などを行う予定です。

昨年は川崎町で震度6弱、当市でも震度5弱の揺れを記録した8月16日の



▲昨年6月12日に第一小学校で実施された総合防災訓練

宮城地震や、深谷地区をはじめ広範囲の浸水被害を出した8月25・26日の台風11号による豪雨など、さまざまな災害に襲われました。

全国的にみても地震や豪雨、豪雪といった災害に関するニュースを目にする機会が数多くあります。

特に地震に関しては、過去26年から42年の周期で発生している宮城県沖地震がその発生時期に入ってきており、その対策は急務です。市でも本庁舎や優先避難場所である小中学校の耐震補強工事に加えて災害時備蓄品の整備、地域防災計画改訂に併せた防災体制の構築などを行っています。被害の低減には個人や家庭、地区の防災意識向上や防災対策の推進が欠かせません。

避難場所や避難経路、危険箇所の確認、非常持ち出し品の用意や家具の転倒防止などを行っておくと、いざというとき自分を助けることになりましうし、自分が無事であれば他人を助けることもできます。

地震への備えには、「広報しろいし5月号」4・5ページで紹介した木造住宅耐震対策事業やスクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業、家具の転倒防止などの活用もご検討ください。

また、地区内において日ごろより危険箇所や介助が必要な世帯の把握、災害時の役割分担などを行っておくと、いざというとき右往左往することなく災害初期の対応が図れ、被害の低減に効果的です。

地震に限らず大雨や暴風、火山噴火などの自然災害の発生を抑えることはできません。しかし、対策を講じることとで万全とはいかないものの、被害をある程度抑えることは可能です。「備えあれば憂いなし。」災害は待つてはくれません。できる対策は早めに行いましょう。

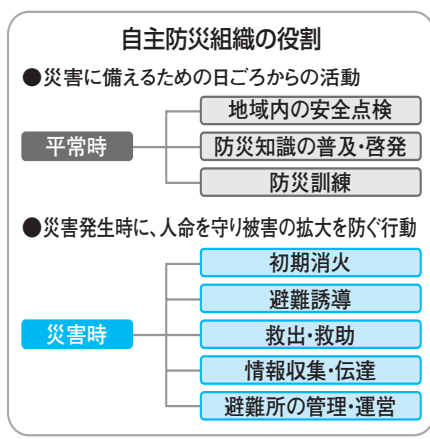
自主防災組織 15自治会で既に設立

災害が発生したときは、同時多発的な被害の発生や、交通網の寸断が考えられることから、特に災害の発生直後は市役所や消防、警察などの救援活動が迅速に行えない可能性があります。



▲昨年12月9日に行われた越河9区自治会の自主防災組織設立総会

しかし、負傷者の救助や火災の消火は時間との勝負です。そこで力を発揮するのが「地域での対応・協力体制」自主防災組織です。



市では昨春秋、各自治会において地域防災懇談会を開催し、防災マップの配布と自主防災組織の設立について説明しました。ご参加いただきました皆様の防災に対する意識は軒並み高く、さまざまな意見や質問が寄せられました。また、懇談会の後にも自主防災組織の説明会依頼や自治会個別の相談なども受けています。

4月末現在、市内の自主防災組織数は14組織で、自主防災組織を設立している自治会数は15と、自治会総数の13・3%となっています。

市では自主防災組織への防災資機材貸与などの支援を計画しています。

また、設立や活動などのご相談にも応じますので、お気軽にお問い合わせください。

暮らし環境課 ☎22-1314